

建設工事等及び物品買入れ等小規模事業者登録

資格審査提出書類記載要領

I. 申込みにあたっての注意

1. 申込みの条件

- (1) 本制度に登録できる事業者は、次の各号に該当する者とします。ただし、当該案件に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は除きます。
- ① 本店の所在地が昭島市内にある者。
 - ② 中小企業基本法第2条の範囲の事業者であること。
 - ③ 希望業種を履行する際に資格又は許可等を必要とする場合は、その資格又は免許等を有する者。
 - ④ 上記の各号に関わらず市長が特別に必要と認めるときはこの限りではありません。
- (2) 事業を始めてから1年以上経過していない者は、申し込むことができません。ただし、会社から独立して以前と同様の事業を始めた場合で、それを証明する書類が提出できる場合は、事業開始後1年を経過していなくても申し込むことができます。
- (3) 東京電子自治体共同運営体の電子調達サービスにご登録いただいている場合は、申し込みできませんのでご注意ください。

2. 対象となる契約案件

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に掲げる場合のうち、別途定める「昭島市小規模事業者登録制度実施要領」の第2条に規定する契約のみが対象となります。

地方自治法施行令第167条の2

- 1 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

昭島市小規模事業者登録制度実施要領

第2条 この要領に基づく発注の対象となる契約は、昭島市事務決裁規定第5条及び第6条に定める別表第2及び昭島市教育委員会事務決裁規定第5条に定める別表に規定する専決区分のうち工事請負費及び修繕料については50万円以下、物品の買入れ及び委託その他の契約については30万円以下の契約を原則とする。ただし、市長が特別に必要と認めるときはこの限りでない。

3. 申込書類の作成について

- (1) 申込書類に記入する文字は楷書で、黒インク又はボールペンを使用して明瞭に記入してください。「消せるボールペン」など、訂正ができる筆記用具は使用しないでください。
- (2) 使用する言語は、日本語に限ります。(添付・提示書類等が、日本語以外の場合は翻訳文を添えてください。)
- (3) 金額は、原則として「千円未満切り捨て」で記入してください。ただし、指示している項目については、この限りではありません。
- (4) 申込書類は、特に指定がない限り、申込者の直近決算期（以下「基準決算」という。）の決算日現在で記入してください。
- (5) 登記簿謄本、印鑑証明書、身分証明書は、3ヶ月以内に発行されたものとします。
- (6) 申込書類に虚偽の記載等をした場合は、小規模事業者登録を取り消すことがあります。

4. 申込書類の提出について

- (1) 申込書類の提出については、「持参」又は「郵送等」による方法で行ってください。「郵送等」の場合は、該当受付期間の末日必着で総務課契約係までお送りください。(送る際の封筒に「小規模事業者登録審査申込書類在中」と赤ペンで記入してください。また、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。)「持参」の場合は、申込内容を十分説明できる方が受付期間内にお持ちください。(なお、従業員の方が申込書を持参する場合は、委任状を提出する必要はありません。ただし、申込者に代わって行政書士が審査申込みを行うときは、依頼主からの委任状を提出してください。委任状は任意の様式とします。ただし、用紙は4A判（縦）を使用してください。)

5. 申込業種の制限等

◆建設工事等に申し込まれる場合◆

次の表の左欄及び右欄に掲げる業種については、同時に申し込むことはできません。

| | | | |
|--------------|---|---|---|
| 組み合わせ その1 | 07 建築工事 29 コンクリートプレハブ 30 鉄骨プレハブ | 08 電気工事 10 空調工事 3101 ひき家 | 09 給排水衛生工事 3100 解体工事 37 一般塗装 38 橋りょう塗装 |
| 組み合わせ その2 | 01 道路舗装工事 03 河川工事 05 下水道施設工事 07 建築工事 09 給排水衛生工事 | 02 橋りょう工事 04 水道施設工事 06 一般土木工事 08 電気工事 10 空調工事 | 11 建築設計 12 土木設計 13 設備設計 14 測量 15 地質調査 |

◇物品買入れ等に申し込まれる場合◇

| | |
|---|---|
| | 営業種目101「印刷」に申込みを希望する場合 |
| 1 | 印刷機設備の所有者に限り申込みができます。 (ただし、取扱品目10「DTP・デザイン」及び取扱品目11「印刷物の企画・編集」のみに申込みを希望する場合は、この限りではありません。) |

その他、法令等により物品の販売、役務の提供等に許可・資格・届出等が義務付けられているものについては、当然にその許可等を有していることを条件とします。

6. 審査結果の通知

資格の審査結果について、持参申込みの方は審査後に「小規模事業者登録資格審査申込書兼受付票」の写しをお渡しし、郵送等申込みの方は審査後に「小規模事業者登録資格審査申込書兼受付票」を郵送します。

※郵送で申し込みされる方は、切手を貼付した返送用封筒を同封してください。

II. 申込書類の記入等にあたっての注意

1. 市指定様式による提出書類

(1) 小規模事業者登録資格審査申込書兼受付票

① 区分（工事・物品）

建設工事等に申し込まれる方は「工事」に、物品買入れ等に申し込まれる方は「物品」に○をつけてください。どちらにも申し込まれる場合は、「工事」「物品」両方に○をつけてください。二重枠の中には何も書き込まないでください。

② 商号又は名称

商号又は名称のカナは、カタカナで記入してください。

③ 代表者名

代表取締役又は代表者の氏名を記入してください。

④ 肩書き（代表者役職）

代表者の役職を記入してください。個人の方については、省略可です。

登記簿と契約書等で使用する肩書きが異なる場合は、契約書等で使用する肩書きを記入してください。

⑤ 所在地

主たる営業の本拠地を記入してください。

⑥ 登記上の本店所在地

登記簿謄本に記載されている本店の所在地（丁目や番地の表記も同一）を記入してください。商号登記していない個人の方については、住民票の住所を記入してください。

⑦ 電話番号・FAX番号

見積依頼の連絡を、直接受けられる番号を記入してください。

⑧ 設立年月日・決算年月日

法人の方は、登記上の設立年月日を記入してください。個人の方は創業年月日を記入してください。

申請時直前の決算手続きが終了している決算年月日を記入してください。

⑨ 届出印鑑

代表者実印は、添付書類の「印鑑証明書」と同一の印鑑を押印してください。

代表者使用印は、契約にあたり代表者が実印以外の印鑑を使用する場合に押印してください。なお、社判、実印に類似する印鑑は使用せず、印影により代表者を特定できる印鑑を使用してください。

(2) 業種・営業種目・取扱品目情報

◆建設工事等に申し込まれる場合◆

申し込む業種の業種番号、業種名、件数（基準決算における完工事件数）、売上高（基準決算における売上高）を業種番号の若い順に記入してください。なお、業種番号、業種名の記入にあたっては別表2を参照し、同時に申し込むことができない業種及び建設業許可の許可業種や経営事項審査受審項目、その他の許可・登録との関係に注意してください。

（品目欄への記入はしないでください。）

◇物品買入れ等に申し込まれる場合◇

申し込む営業種目・取扱品目の種目番号、営業種目名及び品目番号、取扱品目名並びに売上高（基準決算における売上高）を種目番号及び品目番号の若い順に記入してください。なお、記入にあたっては別表3を参照し、許可・登録との関係に注意してください。

(3) その他情報

＜共通記載事項＞

① 納税情報

基準決算における営業年度の納税証明書の納付済額を記入してください。消費税及び地方消費税が非課税の場合は、記入欄に「非課税」と記入してください。

※法人の方は、法人税・法人市民税・消費税及び地方消費税を記入してください。

個人の方は、所得税・個人市民税・消費税及び地方消費税を記入してください。

② 従業員情報

会社全体の従業員数を記入してください。該当者なしの場合は「0」を記入してください。

③ 資格・許可情報

申し込む業種に応じた資格・許可等を記入してください。なお、記入に当たっては建設工事等に申し込まれる場合は別表1を、物品買入れ等に申し込まれる場合は、別表4を参照してください。

◆建設工事等に申し込まれる場合◆

① 関係会社情報

以下のいずれかに該当する関係会社が昭島市に競争入札参加申込をしている場合

は、関係会社の情報を記入してください。

【関係会社の定義】

以下のいずれかに該当する2者の場合は、互いに関係会社とします。

- ア. 親会社と子会社の関係にあり関係会社が親会社である場合
- イ. 親会社と子会社の関係にあり関係会社が子会社である場合
- ウ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- エ. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- オ. 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- カ. その他ア～エと同視しうる関係がある場合

※ ア、イ、ウについては、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除きます。

※ エについては、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除きます。

② 保険の加入等

加入している場合には○、加入していない場合は×、適用除外の場合は「適用除外」と記入してください。

◇物品買入れ等に申し込まれる場合◇

取扱メーカー名

物品販売のほか、種目番号 104「電気・暖冷房等設備保守」などの委託業務についても、扱える機器のメーカー名を記入してください。

(4) 営業内容等PR

申込営業種目について、過去の契約実績等がありましたら種目ごとに分けて記入してください。またその他PRがある場合は下の欄に記入してください。

2. 添付書類

(1) 履歴事項全部証明書（写し可）

- ① 法人は法務局長等の発行する履歴事項全部証明書（登記簿謄本）〔正本〕を添付してください。
- ② 個人で商号を用いる場合は履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）〔正本〕を添付してください。個人で商号を用いない場合は、提出不要です。
- ③ 提出日前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。

(2) 印鑑証明書（正本）

- ① 法人は法務局長等の発行する印鑑証明書を添付してください。
- ② 個人は区市町村長の発行する印鑑証明書を添付してください。
- ③ 提出日前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。

(3) 財務諸表

基準決算のものを添付してください。

- ・法人：貸借対照表、損益計算書
- ・個人：貸借対照表、損益計算書（用紙がない場合は、総務課契約係の窓口で用紙をお受け取りになり作成してください。）

(4) 身分証明書

① 個人で商号を用いないで営業している場合にのみ提出してください。

② 提出日前3ヶ月以内に本籍の区市町村長が発行したものを提出してください。

(5) 納税証明書

基準決算における営業年度の納税証明書を提出してください。

- ・法人：
 - ◇法人税（税務署で発行されたもの又は電子納税証明書（PDF 形式）を印刷したもの。 その1・納税額等証明用）
 - ◇消費税及び地方消費税（税務署で発行されたもの又は電子納税証明書（PDF 形式）を印刷したもの、 その1・納税額等証明用）
 - ◇法人市民税（市発行）
- ・個人：
 - ◇所得税（税務署で発行されたもの又は電子納税証明書（PDF 形式）を印刷したもの、 その1・納税額等証明用）
 - ◇消費税及び地方消費税（税務署で発行されたもの又は電子納税証明書（PDF 形式）を印刷したもの、 その1・納税額等証明用）
 - ◇個人市民税（市発行）

消費税及び地方消費税については、課税対象者のみ提出してください。

※領収書等では受けられません。必ず納税証明書を提出してください。

(6) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

建設工事業者として登録する場合のみ、提出してください。

※別表2の「申請に必要な条件」を参照し、提出してください。

III. その他の注意事項

1. 申込みは、一法人（個人）につき1回に限ります。
2. 一度申込みをした後、資格の有効期間中は申込業種の追加は一切できません。申込みにあたっては、会社内等で十分にご検討のうえ申込業種を決定してください。
3. この申込書が受理された場合は、昭島市建設工事等及び物品買入れ等小規模事業者登録名簿に登録されます。 **登録された場合でも、必ずしも発注を受けられるものとは限りません。**
4. 登録された各項目については、「個人情報の保護に関する法律」及び「昭島市情報公開条例（平成10年昭島市条例第2号）」で保護される部分を除き、原則として公表の対象となります。
5. 「建設工事等」と「物品買入れ等」の両方に申し込む場合、履歴事項全部証明書、印鑑証明書、財務諸表の3点については、各1部を提出していただければ結構です。

別表1 建設業の番号・種類及び略号

| 建設業の種類 | 略号 | 建設業の種類 | 略号 | 建設業の種類 | 略号 |
|-----------------|----|-----------|----|---------|----|
| 土木工事業 | 土 | 鋼構造物工事業 | 鋼 | 熱絶縁工事業 | 絶 |
| 建築工事業 | 建 | 鉄筋工事業 | 筋 | 電気通信工事業 | 通 |
| 大工工事業 | 大 | ほ装工事業 | ほ | 造園工事業 | 園 |
| 左官工事業 | 左 | しゅんせつ工事業 | しゅ | さく井工事業 | 井 |
| とび・土工工事業 | と | 板金工事業 | 板 | 建具工事業 | 具 |
| 石工事業 | 石 | ガラス工事業 | ガ | 水道施設工事業 | 水 |
| 屋根工事業 | 屋 | 塗装工事業 | 塗 | 消防施設工事業 | 消 |
| 電気工事業 | 電 | 防水工事業 | 防 | 清掃施設工事業 | 清 |
| 管工事業 | 管 | 内装仕上工事業 | 内 | 解体工事業 | 解 |
| タイル・れんが・ブロック工事業 | タ | 機械器具設置工事業 | 機 | | |

別表2 業種及び内容説明一覧表

(注) 「申請に必要な条件」欄に建設業許可の種類(略号)、経審の業種(略号)が2以上示されている場合は61水管更生工事を除き、いずれか1種類の許可及び経審を有していなければなりません。

| 業種番号 | 申込業種 | 同時に申込みができるない業種の番号 | 内 容 | 工事例 | 工事(業務)経歴書への特記事項 | 申請に必要な条件 | |
|------|---------|-----------------------|--|--------------------------------|-----------------|---|---|
| | | | | | | 昭島市と 契約する 営業所に おいて必 要とする 建設業許 可の種類 等 (略号) | 事業所に おいて総 合評定値 を必要と する経審 の業種 (略号) |
| 01 | 道路舗装工事 | 11. 12. 13. 14. 15 | 道路等の地盤面を舗装する工事 | 道路舗装工事、道路築造工事、路面補修工事 | — | ほ | 土 ほ |
| 02 | 橋りょう工事 | 11. 12. 13. 14. 15 | 橋りょう工事(橋台・橋脚等の下部工事含む。錆けた・P Cけた等上部の工事は除く) | 橋脚工事、橋台工事、橋梁下部工事 | — | 土 | 土 |
| 03 | 河川工事 | 11. 12. 13. 14. 15 | 河川、海岸等の堤防や護岸を築造する工事 | 護岸工事、港湾工事、防潮堤工事 | — | 土 | 土 |
| 04 | 水道施設工事 | 11. 12. 13. 14. 15 | 取水、浄水等の施設を築造する工事及び配水管等を敷設する工事 | 導水路工事、浄水場築造工事、導水管・配水管布設工事 | — | 水 | 土 水 |
| 05 | 下水道施設工事 | 11. 12. 13. 14. 15 | 下水道管渠(污水管のほか雨水管を含む)を敷設する工事及び、下水処理場・ポンプ所等について行う土木工事 | 幹線工事、枝線工事、処理場建設工事、ポンプ所建設工事 | — | 土 水 | 土 ほ 水 |
| 06 | 一般土木工事 | 11. 12. 13. 14. 15 | 他の業種に該当しない土木工事 | 溝渠工事、造成工事、林道工事、擁壁工事、消波ブロック製作工事 | — | 土 と | 土 ほ 水 |

| 業種番号 | 申込業種 | 同時に申込みができるない業種の番号 | 内 容 | 工 事 例 | 工事(業務)経歴書への特記事項 | 申請に必要な条件 | |
|------|---------|--------------------------------------|------------------------------|----------------------------|----------------------|---|-----------------------------|
| | | | | | | 昭島市と契約する営業所において必要とする建設業許可の種類等(略号) | 事業所において総合評定値を必要とする経審の業種(略号) |
| 07 | 建築工事 | 08~15 3100. 3101. 37. 38 | 建築物を建設又は補修する工事 | 学校等建築工事 | — | 建 | 建 |
| 08 | 電気工事 | 07. 11. 12. 13. 14. 15. 29. 30 | 屋内電気、受変電、送配電設備等の電気工作物を設置する工事 | 屋内電気設備工事、街路灯設備工事、野外照明設備工事 | — | 電 | 電 |
| 09 | 給排水衛生工事 | 07. 11. 12. 13. 14. 15. 29. 30 | 給水、排水衛生、ガス等のための施設を設置する工事 | 給湯設備工事、給(排)水管取替工事、衛生器具取替工事 | — | 管 | 管 |
| 10 | 空調工事 | 07. 11. 12. 13. 14. 15. 29. 30 | 冷暖房、空気調和のための施設を設置する工事 | 冷暖房設備工事、空気調和設備工事 | — | 管 | 管 機 |
| 11 | 建築設計 | 01~10 | 建築物の設計、監理及び耐震診断調査 | 庁舎設計、学校設計、病院設計 | 得意分野 | 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録 | |
| 12 | 土木設計 | 01~10 | 土木工作物の設計及び監理 | 道路設計、橋りょう設計、上下水道設計 | 得意分野 | — | — |
| 13 | 設備設計 | 01~10 | 電気、給水衛生、空調設備等の設計及び監理 | 電気設備設計、機械設備設計 | 得意分野 | — | — |
| 14 | 測量 | 01~10 | 土地等の測量及び地図の調製 | 地上測量、深浅測量 | 得意分野 | 測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定に基づく測量業者の登録 | |
| 15 | 地質調査 | 01~10 | 土地の土質及び地質等の調査 | 物理探求、ボーリング探査、電波探査、磁気探査 | — | — | — |
| 16 | さく井 | — | さく井機等を用いてさく井、浅井戸築造等を行う工事 | さく井工事、浅井戸築造工事、さく孔工事 | — | 井 | 井 |
| 17 | 船舶 | — | 20トン以上の船舶の製造及び修繕 | — | 請負可能分野及びドック又は船台保有の有無 | — | — |

| 業種番号 | 申込業種 | 同時に申込みができるない業種の番号 | 内 容 | 工 事 例 | 工事(業務)経歴書への特記事項 | 申請に必要な条件 | |
|------|------------|----------------------------------|--|---------------------------------------|-----------------|-----------------------------------|-----------------------------|
| | | | | | | 昭島市と契約する営業所において必要とする建設業許可の種類等(略号) | 事業所において総合評定値を必要とする経審の業種(略号) |
| 19 | しゅんせつ埋立て | — | ポンプ船を使用して、河川、港湾等の水底をしゅんせつし、その土砂で埋立てる工事 | しゅんせつ土砂送泥(埋立)工事 | ポンプ船保有の有無 | しゅ | 土 しゅ ※ポンプ船を保有していること |
| 20 | しゅんせつ | — | しゅんせつ船で、河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事 | しゅんせつ工事 | しゅんせつ船保有の有無 | しゅ | 土 しゅ ※しゅんせつ船を保有していること |
| 21 | 潜かん | — | ケーソンを使用し、掘削しながらそのケーソンを沈める工事 | 橋りょう基礎工事、排水機場基礎工事 | — | 土 | 土 |
| 22 | 軌道 | — | 高速電車、路面電車等の軌道敷設工事、改良工事及び軌道の継目を溶接する工事 | 軌道敷設工事、まくらぎ交換工事、軌道改良工事、道床交換工事、レール交換工事 | — | 土 電 鋼 | 土 電 鋼 |
| 23 | シールド工事 | — | シールド工法によりトンネルを構築する工事 | 地下鉄工事、管理設工事 | — | 土 水 | 土 水 |
| 24 | 推進工事 | — | 推進工法により管等を埋設する工事 | 管理設工事 | — | 土 水 | 土 水 |
| 25 | 地下鉄工事 | — | 地下鉄を構築する工事 | — | — | 土 | 土 |
| 27 | 造園 | — | 庭園、公園、緑地帯等の苑地を築造する工事 | 公園整備、植栽、水景等の工事 | 施工可能分野 | 園 | 園 |
| 28 | 運動場施設 | — | グランド、コート等の新設又は改良工事 | テニスコート新設工事、競技場新設工事、野球場改良工事 | — | 土 と | 土 と |
| 29 | コンクリートプレハブ | 08.09.10. 3100.3101. 37.38 | P C、P S、H P C工法によるプレハブ工事 | 都営住宅建設工事 | 施工可能分野 | 建 | 建 |
| 30 | 鉄骨プレハブ | 08.09.10.3 100.3101.3 7.38 | 上記の「29 コンクリートプレハブ」に含まれないプレハブ工事 | 仮設事務所建設工事 | 工場保有の有無 | 建 | 建 ※自社で工場を保有していること |
| 3100 | 解体工事 | 07.29.30 | 既存建物等の取り壊し工事 | — | — | 建 解 | 建 解 |
| 3101 | ひき家 | 07.29.30 | 既存建物等の移動 | — | — | 建 と | 建 と |
| 32 | 消火設備 | — | 消火設備、避難設備、消火活動等に必要な施設を設置又は工作物に取り付ける工事 | 屋内消火栓設置工事、火災報知設備工事、救助袋設置工事 | 施工可能分野 | 消 | 管 機消 |

| 業種番号 | 申込業種 | 同時に申込みができるない業種の番号 | 内 容 | 工 事 例 | 工事(業務)経歴書への特記事項 | 申請に必要な条件 | |
|------|--------|-------------------|---|---------------------------|-----------------|-----------------------------------|-----------------------------|
| | | | | | | 昭島市と契約する営業所において必要とする建設業許可の種類等(略号) | 事業所において総合評定値を必要とする経審の業種(略号) |
| 33 | 電話・通信 | — | 有線及び無線等により電気通信する設備を設置する工事 | 電信電話線路設備工事、鉄道通信設備工事 | 施工可能分野 | 通 | 通 |
| 34 | 拡声装置 | — | 放送機械等を設置する工事 | 放送設備工事 | — | 通 | 通 |
| 35 | 畳 | — | 畳の製作、敷込み及び表替え工事 | — | — | 内 | 内 |
| 36 | 内装仕上 | — | 建築物の内装仕上げを行う工事 | 防音工事、インテリア工事 | — | 内具 | 内具 |
| 37 | 一般塗装 | 07. 29. 30 | 塗料塗材等を工作物に吹付け又は張付ける工事(75道路標示塗装に含まれるものを除く) | 塗装工事 | — | 塗 | 塗 |
| 38 | 橋りょう塗装 | 07. 29. 30 | 橋りょう、横断歩道橋等の塗装 | 橋梁塗装工事 | — | 塗 | 塗 |
| 39 | 防水 | — | 建築物の防水を行う工事 | — | 施工可能分野 | 左防 | 左防 |
| 40 | 鉄骨架構 | — | 鋼材の加工又は組上げにより工作物を建築する工事(橋梁上部工事及び閑門水門の開扉設置工事を除く) | 鉄骨組立工事、鉄塔工事 | 工場保有の有無 | 鋼 | 鋼 ※自社で工場を保有していること |
| 41 | 鋼けた | — | 鋼材の加工又は組上げにより橋りょう上部を構築する工事 | 橋りょう上部工事、横断歩道橋工事 | 工場保有の有無 | 鋼 | 鋼 ※自社で工場を保有していること |
| 42 | PCけた | — | PCけたを設置する工事 | 橋りょう上部工事、高架道路 | 工場保有の有無 | 土と | 土と ※自社で工場を保有していること |
| 43 | 水門門扉 | — | 鋼材の加工又は組上げにより水門門扉を製作し取り付ける工事 | 水門門扉改修工事 | 工場保有の有無 | 鋼 | 鋼 ※自社で工場を保有していること |
| 44 | ポンプ据付け | — | ポンプを据付ける工事(据付けるポンプの製作を含む場合あり) | 排水機場ポンプ据付け工事、送配水ポンプ等据付け工事 | — | 機井 | 機井 |
| 45 | 水処理装置 | — | 水処理(浄水場の浄水施設や、排水処理施設)のための設備及び装置を設置する工事 | 活性汚泥槽設備、浄水場洗浄設備、薬品注入設備 | 施工可能分野 | 機水清 | 機水清 |

| 業種番号 | 申込業種 | 同時に申込みができるない業種の番号 | 内 容 | 工 事 例 | 工事(業務)経歴書への特記事項 | 申請に必要な条件 | |
|------|---------------|-------------------|---------------------------------------|---|-----------------|-----------------------------------|-----------------------------|
| | | | | | | 昭島市と契約する営業所において必要とする建設業許可の種類等(略号) | 事業所において総合評定値を必要とする経審の業種(略号) |
| 46 | 焼却設備 | — | 焼却炉及びそれに付随する焼却機械設備の製作取付(下水汚泥の焼却設備を含む) | 火葬場焼却設備、汚泥焼却設備 | 施工可能分野 | 夕 機 清 | 夕 機 清 |
| 47 | ボイラー | — | ボイラーの製作及び取付 | ボイラー設備工事(蒸気給湯) | — | 機 | 機 |
| 48 | エレベーター | — | 昇降機等の製作及び取付 | エレベーター設置工事、エスカレータ設置工事、小荷物専用昇降機設置工事 | — | 機 | 機 |
| 49 | 電車線架線 | — | 高速電車、路面電車等の電車線路敷設工事 | 電車線路工事 | — | 電 | 電 |
| 50 | 地中線 | — | 電線路及び通信線路ケーブルの敷設工事 | 地中線電線路工事、ケーブル敷設工事 | — | 電 通 | 電 通 |
| 51 | 鉄道信号装置 | — | 高速電車、路面電車等の信号保安設備工事 | 自動閉そく信号装置工事(踏切遮断機工事)、継電運動装置設備工事(転てつ機工事) | — | 電 機 通 | 電 機 通 |
| 52 | 計装装置 | — | 測定機器設置及び制御装置の設置等工事 | 各種制御設備、水質用計測設備、幹線遠隔計装置設備、隔側メーター設置電子計算設備(データ処理設備) | — | 機 通 | 機 通 |
| 53 | 沈砂池・沈殿池機械設備工事 | — | 浄水場、下水処理場及びポンプ所等の沈砂池機械設備工事、沈殿池機械設備工事 | 沈砂池機械設備工事、沈殿池機械設備工事、汚泥濃縮槽機械設備工事、汚泥貯留槽機械設備工事、処理場・ポンプ所ろ格機整備工事、阻水扉整備工事 | — | 機 水 | 機 水 |
| 55 | 送風機機械設備工事 | — | 下水処理場・ポンプ所の送風機機械設備工事 | 送風機設備工事、処理場機械棟送風機設備工事 | — | 機 | 機 |
| 56 | ばつ気槽散気設備工事 | — | 下水処理場のばつ気槽散気設備工事 | ばつ気槽整備工事、ハイドロリック装置散気設備工事、ばつ気槽水位調整せきその他設備工事 | — | 機 水 | 機 水 |

| 業種番号 | 申込業種 | 同時に申込みができるない業種の番号 | 内 容 | 工 事 例 | 工事（業務）経歴書への特記事項 | 申請に必要な条件 | |
|------|-----------|-------------------|--|------------------------------|-----------------|---|-----------------------------|
| | | | | | | 昭島市と契約する営業所において必要とする建設業許可の種類等（略号） | 事業所において総合評定値を必要とする経審の業種（略号） |
| 57 | 汚泥脱水設備工事 | — | 浄水場、汚泥処理工場の脱水設備工事 | 塩化第二鉄貯留槽整備工事、擬集混和槽整備工事 | — | 機 水 | 機 水 |
| 58 | 消化槽機械設備工事 | — | 汚泥消化槽機械設備工事 | 汚泥槽機械設備工事 | — | 機 | 機 |
| 59 | ガス貯留設備工事 | — | 汚泥消化槽から発生するガスの貯留設備工事 | 消化ガス貯留設備工事、消化ガス燃焼設備工事 | — | 機 | 機 |
| 60 | 公設ます工事 | — | 宅地等からの下水を公共下水道へ流入させるための公設ます工事 | ます工事 | — | 土 と | 土 と |
| 61 | 水道管更生工事 | — | 公道下にある既設配水管内をクリーニングしライニング等を行い、管を更生させる工事（公道を除く敷地内にある管への施工は97パイプライニング） | 配水小管更生工事 | — | 管及び水（両方が必要） | 管 水 |
| 62 | 石綿処理 | — | 吹付けアスベストの除去、封じ込め、囲い込み工事 | アスベスト除去工事、石綿撤去工事 | 施工可能分野 | 建 と 塗 内 | 建 と 塗 内 |
| | | | | | | 石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）に定める石綿作業主任者（平成18年3月31日までに取得した者を含む。）並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定める特別管理産業廃棄物管理責任者を直接的かつ恒常に雇用していること | |
| 63 | 機械器具設置 | — | 他の業種に含まれない機械器具の設置 | 機械式駐車装置設備工事、モノレール分岐装置製作・架設工事 | — | 機 | 機 |
| 64 | 屋根 | — | 屋根の設置、ふき替えの工事 | 屋内野球場屋根設置工事 | — | 屋 | 屋 防 建 |

| 業種番号 | 申込業種 | 同時に申込みができるない業種の番号 | 内 容 | 工 事 例 | 工事(業務)経歴書への特記事項 | 申請に必要な条件 | |
|------|----------|-------------------|--|---------------------------------|-----------------|-----------------------------------|-----------------------------|
| | | | | | | 昭島市と契約する営業所において必要とする建設業許可の種類等(略号) | 事業所において総合評定値を必要とする経審の業種(略号) |
| 66 | 金網さく | — | 窓手すり、ネット、フェンス、柵、落石防止網等を設置する工事(76ガードレールに含まれる交通安全用の防護柵を除く) | 住宅窓手摺取付工事、防水スクリーン設置工事 | — | と 鋼 | と 鋼 建 |
| 67 | 板金 | — | 板状の金属により構成された設備等の改修、補修工事 | 雨樋改修工事、煙道保温その他補修工事 | — | 板 | 板 鋼 |
| 68 | サッショ | — | 窓枠及び飾りに付ける建具類の取付、取替工事 | 窓枠取替工事 | 施工可能分野 | 具 | 具 建 |
| 69 | シャッター | — | シャッター(よろい戸)工事 | シャッター取替工事 | 施工可能分野 | 具 | 具 機 建 |
| 70 | 起重機 | — | クレーン等の製作・据付工事、改修工事及び修繕 | 天井クレーン製作据付工事 | — | 機 | 機 |
| 72 | 冷凍・冷蔵庫工事 | — | 冷凍庫・冷蔵庫等の据付工事、改修工事等 | 定温設備新設工事、低温・冷凍設備工事 | — | 管 機 | 管 機 絶 |
| 73 | グラウト | — | 地盤改良等のために地中に地中材を入れる工事 | 地盤改良工事 | — | 土 と 防 | 土 と 防 |
| 74 | 道路標識設置 | — | 交通標識及び道路標識の設置工事 | 道路案内標識設置工事 | — | 土 電 と 通 | 土 電 機 と 塗 通 |
| 75 | 道路標示塗装 | — | 道路の路面に白線を引いたり、塗装を行ったりする工事 | 溶着式道路標示塗装工事、点状高輝度路面表示工事 | — | 塗 | 土 塗 と 機 |
| 76 | ガードレール | — | ガードレール等の交通安全対策用の防護柵工事 | ガードフェンス設置工事 | — | 土 と | 土 と |
| 77 | モルタル吹付け | — | 道路の法面保護等を目的としたモルタルの吹付けを行う工事 | 道路改良(法面保護)工事、進入路法面処理工事 | — | 土 左 と 防 | 土 左 と 防 |
| 78 | 植生 | — | 草花などを植える工事(27造園と異なり、草花の植え付けのみを行うもの) | 洋芝種子吹付け工事、野芝吹付け工事 | — | 土 園 と | 土 園 と |
| 79 | 運動器具設置 | — | 運動器具等の設置工事 | フィールドアスレチック・バスケットゴール・トリムコース新設工事 | — | と 機 園 | と 機 園 |

| 業種番号 | 申込業種 | 同時に申込みができるない業種の番号 | 内 容 | 工 事 例 | 工事(業務)経歴書への特記事項 | 申請に必要な条件 | |
|------|----------|-------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|-----------------|-----------------------------------|-----------------------------|
| | | | | | | 昭島市と契約する営業所において必要とする建設業許可の種類等(略号) | 事業所において総合評定値を必要とする経審の業種(略号) |
| 80 | テレビ共聴工事 | — | 電波障害等の影響のあるテレビを、正常に視聴可能な状態とするための工事 | テレビ共同受信施設工事 | — | 通 | 通電 |
| 81 | 防音壁・しゃ音壁 | — | 音を防いだり、しゃ断したりする壁を設置する工事 | しゃ音壁設置工事、吸音版及び内装板設置工事 | — | 土と建 | 土と建 |
| 82 | 舞台装置 | — | 舞台装置等を設置する工事 | 舞台機構設置工事、舞台照明設備工事、ホール吊物工事 | — | 電機 | 電機建 |
| 84 | と場施設 | — | 食肉市場等のと場施設の設備工事 | と場皮はぎ機改良工事、食肉センター電殺プラント設備工事、ガス麻酔設備工事 | — | 鋼機 | 鋼機土 |
| 86 | ガソリンスタンド | — | 給油所の改修や設備の設置、取替え等を行う工事 | 給油取扱所改修工事 | — | 建鋼機 | 建鋼土 |
| 87 | PCタンク | — | 水源施設の貯水タンクを設置する工事 | 水源(配水地)築造工事、配水場建設工事 | — | 土と | 土と |
| 91 | すべり止め舗装 | — | 交差点の手前・坂道などの路面ブレーキがかかり易いような舗装を行う工事 | 路面補修(樹脂系のペイントを散布する)工事、橋面補修工事 | — | 土ほ | 土塗 |
| 92 | 樹脂塗装 | — | 合成樹脂ペイントの塗料を使用して建物の内外、船舶、管等を塗装する工事 | 建物防蝕樹脂塗装工事、ライニング工事、床等補強防水工事 | — | 塗防 | 塗防 |
| 93 | 陸上信号機 | — | 交通信号機、交通管制機構施設等の設置などを行う工事 | 交通信号機更新整備工事、交通管制機構施設(制御シミュレート装置)増設工事 | — | 電機通 | 電機通 |
| 94 | 伸縮継手 | — | 橋りょう等に補強するための伸縮自在の継手を設置する工事 | 陸橋伸縮装置補修工事、橋梁維持、伸縮継手取替補修工事 | — | 土鋼と | 土鋼塗と左機 |
| 95 | 鉄鋼加工 | — | 鉄鋼を加工して、施設を補修又は新設する工事 | 都電乗降場上屋新設工事、上屋開閉テント工事、バス停留所上屋新設工事 | — | 鋼 | 鋼機建 |
| 96 | ウェルポイント | — | 地盤中にウェルポイントを打ち込み、地下水を汲み上げて地盤の改良を行う工事 | 沈砂池ポンプ棟築造に伴う排水工事 | — | 土と | 土と |

| 業種 番号 | 申込業種 | 同時に申込みができるない業種の番号 | 内 容 | 工 事 例 | 工事（業務）経歴書への特記事項 | 申請に必要な条件 | |
|----------|----------|-------------------|--|--|-----------------|---|---|
| | | | | | | 昭島市と 契約する 営業所に おいて必 要とする 建設業許 可の種類 等 (略号) | 事業所に おいて総 合評定値 を必要と する経審 の業種 (略号) |
| 97 | パイプライニング | — | 公道を除く敷地内にある給水管等の管の内側壁を耐熱材・耐薬品材などで被覆する工事（公道下にある管の施行は61 水道管更生工事） | 学校給水管更生工事 | — | 管 | 管 |
| 98 | 脱硫・脱臭 | — | 大気汚染防止のため、ボイラー・焼却炉等から発生する排煙から硫黄酸化物や窒素酸化物を除去するための設備を設置する工事 | 下水処置場脱硫設備工事 ＊脱硫・脱臭設備に関する工事であれば該当する（例：雨水滞水地下水汚泥処理、沈砂地設備工事という件名がついていても） | — | 機 水 | 機 水 |

| 業種番号 | 申込業種 | 同時に申込みができない業種の番号 | 内 容 | 工事例 | 工事（業務）経歴書への特記事項 | 申請に必要な条件 | |
|------------|------------|------------------|--|-----------------------------------|-----------------|-----------------------------------|-----------------------------|
| | | | | | | 昭島市と契約する営業所において必要とする建設業許可の種類等（略号） | 事業所において総合評定値を必要とする経審の業種（略号） |
| 特殊工事（99番台） | | | | | | | |
| 9901 | 基準タンク | — | タストタンク、ブラインタンク、中圧タンク等、基準タンクの据付け、加工、改造工事 | タストタンク、ブラインタンク、中圧タンク、高架水槽、LNG | — | 鋼 機 | 鋼 機 |
| 9902 | 安全溝設置 | — | 空港滑走路、車道関係の安全溝（側溝）の工事 | 空港滑走路改修工事、滑走路グルーピング装置、車道（安全溝）設置工事 | — | と | と |
| 9904 | 空気搬送 | — | 空気圧による搬送設備の設置工事（エアーシューター、気送管等） | 荷役機械、廃棄物運搬用パイプライン施設、廃棄物処理管路工事 | — | 機 | 機 |
| 9906 | 床版補強 | — | 橋等の床版を補強するための工事（41 鋼けた、42 PCけたに属するものを除く） | 陸橋補修工事、床版補強（補修）工事、橋りょう上部仕上工事 | — | 土 鋼 と | 土 鋼 と |
| 9907 | 電源設備 | — | バッテリー等を用いて電力を供給する設備の工事 | 病院無停電電源設備改修工事、道路施設整備工事電源設備改修 | — | 電 通 | 電 通 |
| 9908 | 発電設備 | — | 水・石油・太陽光等のエネルギーを電気エネルギーに変換する設備の工事 | IC受配電自家発電設備工事、水車発電機製作、沿岸地域発電所設置工事 | — | 電 機 | 電 機 |
| 9909 | 電気防食 | — | イオン化傾向を利用して水中の金属の腐食を防止する設備を設置する工事 | 電気防食補修工事、埠頭岸壁電気防食工事 | — | 電 塗 | 電 塗 |
| 9910 | 給湯器・浴槽設備工事 | — | 給湯器や浴槽等の設備に関する工事 | 住宅給湯器・浴槽改修工事 | — | 管 | 管 |
| 9911 | 床仕上 | — | フロアパネルの貼り替え等、床仕上げを行う工事（OA通信等の配線のための床工事を含む。配線工事は33 電話・通信） | OAフロア設置工事、フリーアクセス増設工事、床上げ工事 | — | 内 | 内 |
| 9912 | 放射線防御 | — | 放射線を防御するための施設を設置する工事 | 放射線室新設及び増改築工事 | — | 内 | 内 |

| 業種番号 | 申込業種 | 同時に申込みができるない業種の番号 | 内 容 | 工事例 | 工事（業務）経歴書への特記事項 | 申請に必要な条件 | |
|------|---------|-------------------|--|--|-----------------|-----------------------------------|-----------------------------|
| | | | | | | 昭島市と契約する営業所において必要とする建設業許可の種類等（略号） | 事業所において総合評定値を必要とする経審の業種（略号） |
| 9914 | 飛散防止工事 | — | ガラス等の飛散防止するための施設を設置する工事 | 公会堂等施設ガラス飛散防止フィルム貼付工事 | — | ガ 内 | ガ 内 |
| 9915 | ろ過層処理 | — | 水処理のためのろ過層に関する工事 | ろ過池ろ過砂入替工事、ろ過池ろ過材更生工事、活性炭入替工事 | 施工可能分野 | — | — |
| 9917 | 厨房 | — | 厨房設備の設置、改修工事 | 学校厨房改修工事 | — | 管 | 管 |
| 9920 | 石工事 | — | 石材、コンクリートブロック、擬石等の加工又は積方ににより工作物を築造する工事又は工作物に石材を取り付ける工事 | 歩行者専用橋（石材）新設工事、ビル名工事（ビル名を石材に彫る） | — | 石 | 石 |
| 9923 | 自動ドア装置 | — | 自動ドアを設置する工事 | — | — | 具 | 具 |
| 9924 | 強化樹脂板取付 | — | 水処理施設及び汚泥処理施設からの悪臭を防止するため、通常、ガラス繊維強化プラスチックの板で、施設の上部を覆蓋する工事 | 下水処理場工アーレーションタンク覆板工事、浄化センター覆板工事 | — | 建屋と建屋 | 建屋と建屋 |
| 9925 | 医療ガス配管 | — | 酸素、窒素等、医療施設で使用するガスの配管工事 | 病院医療ガス配管工事 | — | 管 | 管 |
| 9926 | 高圧ガス配管 | — | 高圧ガス保安法で定める高圧ガス（特殊ガス）の配管工事 | 研究所特殊ガス配管工事、パルテム（中圧ガス）工事、LPGガス工事 | — | 管 | 管 |
| 9930 | 集じん装置 | — | 集じん装置（ごみ・汚泥等を集める装置）工事 | 処理場汚泥焼却炉灰搬出装置改良工事、焼却施設（集じん装置）建設工事、電気集塵装置工事 | — | 機 清 | 機 清 |
| 9933 | タイル工事 | — | 橋面、デッキ面、道路面等のタイル材新設、修繕工事 | タイル材使用の修繕・新設工事（橋面・デッキ面・道路面等） | — | タ | タ |

別表3 営業種目分類表

1. 物品

| 種目番号 | 営業種目 | 取扱品目番号及び区分 |
|------|--------------|--|
| 001 | 文房具事務用品・図書 | 01 文房具 02 上質紙・中質紙・更紙 03 感光紙 04 PPC用紙 05 ノーカーボン紙 06 乗車券用紙(感熱式、磁気付、磁気カード) 07 封筒 08 和洋紙製品 09 印章・ゴム印 10 製図用品 11 書籍・雑誌 12 地図 13 卓上事務機器(電卓等) 99 その他 |
| 002 | 事務機器・情報処理用機器 | 01 シュレッダー 02 マイクロリーダー 03 複写機 04 軽印刷機 05 電子計算機(パソコン、オフコン等) 06 ネットワーク機器 07 ストックフォーム 08 ストレージ用メディア 09 レーザープリント用トナーカートリッジ 10 パッケージソフトウェア 99 その他 |
| 003 | 学校教材・運動用品・楽器 | 01 教材 02 教育機器 03 理科実験機器 04 実習用機器 05 視聴覚教育機器 06 教材用映画フィルム 07 保健室用品 08 保育用教材 09 運動用品 10 運動器具 11 運動衣(運動帽を含む) 12 運動靴 13 武道具 14 洋楽器 15 和楽器 16 楽譜 17 音楽CD・レコード 99 その他 |
| 004 | 什器・家具 | 01 鋼製什器 02 木製什器 03 家具・ベッド(医療用を除く) 04 図書館用什器 05 移動棚 06 カルテ管理システム 07 調剤台 08 実験・実習用什器 99 その他 |
| 005 | 荒物雑貨 | 01 家庭金物類 02 清掃用具・用品 03 石鹼・洗剤 04 ワックス類 05 食器類(磁器・ガラス器・漆器類) 06 トイレットペーパー 07 紙・繊維製雑貨類 08 建築金物 09 大工道具・工具 10 塗料 11 仮設資材 99 その他 |
| 006 | 工業用ゴム製品 | 01 サクションホース 02 ゴム・ビニールホース 03 塩ビ管 04 パッキン類 05 工業用ベルト 06 ゴム・ビニールシート 07 防振ゴム 08 オイルフェンス 09 ゴムマット 10 鋸鉄管接手用ゴム輪 11 ゴム製可撓伸縮管 12 水道用ゴムパッキン 13 水道章標 14 管明示テープ 99 その他 |
| 007 | 繊維・ゴム・皮革製品 | 01 制服・事務服 02 作業服 03 防寒衣・外とう 04 白衣 05 雨衣 06 肌着 07 ネクタイ 08 手袋 09 作業用手袋 10 靴下 11 布団・毛布・敷布 12 帽子(運動帽を除く) 13 革靴 14 作業靴・安全靴 15 ゴム長靴 16 地下足袋 17 病院用シューズ 18 カバン 99 その他 |
| 008 | 室内装飾品等 | 01 じゅうたん・カーテン・ブラインド 02 簡易間仕切り 03 緞帳・暗幕 04 天幕 05 旗・のぼり・たれ幕 06 郵袋 07 腕章 08 選挙用品 99 その他 |
| 009 | 家電・カメラ・厨房機器等 | 01 一般家庭用電化製品 02 時計・貴金属 03 写真機・写真材料 04 撮影機・映写機 05 流し台・調理台 06 厨房用調理機器 07 厨房用食器洗浄・消毒機器 08 厨房用冷凍・冷蔵関係 09 給湯関係機器 10 風呂釜等浴槽関係機械器具 99 その他 |

| 種目番号 | 営業種目 | 取扱品目番号及び区分 |
|------|------------|--|
| 010 | 自動車・自転車 | 01 乗用車 02 貨物車 03 軽自動車 04 バス 05 特殊車（フォークリフト等） 06 電気自動車等 07 特殊用途自動車（ごみ収集車、ポンプ車等） 08 二輪車 09 原付自転車 10 自転車 11 自動車架装 12 自動車部品 13 排気ガス浄化装置 14 車検整備・分解整備 99 その他 |
| 011 | 燃料・ガス・油脂 | 01 ガソリン 02 灯油 03 軽油 04 重油 05 潤滑油 06 L Pガス 99 その他 ※登録ガス小売事業者としてのガス小売りの場合は、「99 その他」とした上で、取扱品目名を記入する欄には必ず「ガス供給」と記入してください。 |
| 012 | 電車両・軌道用品 | 01 電車両 02 台車 03 車輪・車軸 04 電車両部品 05 電車内装部品 06 主電動機・主制御機 07 蓄電池 08 カーボンブラシ 09 軌道用品 10 分岐器 11 まくらぎ 12 レール 13 締結装置 14 リアクションプレート 15 軌道モーターカー 16 検測車・マルチプルタイタンバー 17 修理・検査 99 その他 |
| 013 | 船舶・航空機 | 01 船舶 02 ボート 03 航空機 04 ヘリコプター 99 その他 |
| 014 | 理化学機械器具 | 01 分析機器（光） 02 分析機器（クロマト） 03 分析機器（ガス） 04 分析機器（その他） 05 光学機器 06 試験検査機器 07 環境測定機器 08 測量機器 09 水道メーター 99 その他 |
| 015 | 工作用機械器具 | 01 旋盤 02 ボール盤 03 研削盤 04 フライス盤 05 プレス機械 06 切断機 07 洗浄機器 08 溶接機 09 溶断器 10 測定器具 11 電動工具 12 雜工具 99 その他 |
| 016 | 産業用機械器具類 | 01 ボイラー 02 エンジン 03 ポンプ 04 クレーン 05 コンベア 06 産業用ロボット 07 送風機 08 冷凍機 09 油圧・空圧機器（ジャッキ等） 10 空調機器 11 発電機器 12 変電機器 13 受配電設備 14 モーター 15 自動制御装置 16 空気清浄機 17 屋外照明器具 18 舞台照明器具 19 水道施設用発電機 20 水道施設用ポンプ類 21 電磁流量計・超音波流量計 99 その他 |
| 017 | 通信用機械器具類 | 01 電話交換機 02 有線放送装置 03 ファクシミリ等搬送装置 04 テレビ放送装置 05 ラジオ放送装置 06 固定局通信装置 07 移動局通信装置 08 レーダー装置 09 I TV 10 無線機 11 信号保安装置 12 鉄道用通信装置 13 バスロケーションシステム 14 券売機 15 両替機 16 自動改札機 17 料金精算装置 18 自動料金収納機 99 その他 |
| 018 | 農業・建設用機械器具 | 01 トラクター 02 コンバイン 03 畜産用・養鶏用機器 04 ブルドーザー・パワーショベル 05 ロードローラー 06 桧打機 07 さく岩機 08 クレーン 09 ミキサー 99 その他 |

| 種目番号 | 営業種目 | 取扱品目番号及び区分 |
|------|---------------|---|
| 019 | 医療用機械器具 | 01 生体検査機器 02 検体検査機器 03 治療用機器 04 放射線関連機器 05 手術関係機器 06 調剤器具 07 看護器具 08 歯科用機器 09 介護用機器 99 その他 |
| 020 | 医薬品・衛生材料・介護用品 | 01 医療用薬品 02 家庭薬 03 ワクチン 04 医療用酸素 05 笑気ガス 06 血清 07 培地 08 検査試薬 09 X線フィルム 10 脱脂綿・ガーゼ・包帯 11 歯科材料 12 紙オムツ 13 車いす 14 医療・介護用ベッド 15 介護用品 99 その他 |
| 021 | コンクリート・セメント | 01 生コンクリート 02 アスファルト混合物 03 常温合材 04 乳剤 05 セメント 06 汚泥固化用セメント 07 碎石 08 砂利・砂・石粉 09 転炉滓・高炉滓 10 舗装材 11 ろ過砂 12 焼却炉用珪砂 13 道路用製品 14 陶管 15 ブロック 16 煉瓦 17 遠心力鉄筋コンクリート管 18 人孔コンクリート蓋 19 構造コンクリート蓋 20 側塊類 99 その他 |
| 022 | 鉄鋼・非鉄・鋳鉄製品 | 01 鋼材 02 鋼矢板 03 ガードレール 04 ワイヤーロープ・金網 05 鉄線 06 鋼製ジョイント 07 消火栓キョウ用コンクリートブロック 08 直管 09 異形管 10 接合部品 11 弁類・弁キョウ 12 鉄蓋 13 伸縮可とう管 14 メーターマス 15 その他給水装置材料 99 その他 |
| 023 | 電線・絶縁材料 | 01 電線 02 電力ケーブル 03 架線材料 04 絶縁材料 05 かいし 99 その他 |
| 024 | 標識・看板等 | 01 道路標識 02 鉄道標識 03 カーブミラー 04 電照式標識 05 バリケード 06 保安灯 07 看板・掲示板 08 黒板 09 模型 10 展示品 11 サイン計画 99 その他 |
| 025 | 工業薬品・防疫剤 | 01 塩化第二鉄 02 硫酸 03 液体塩素 04 過酸化水素 05 苛性ソーダ 06 次亜塩素酸ナトリウム 07 ケイ酸ソーダ 08 硫酸アルミニウム(液体・固形) 09 ポリ塩化アルミニウム 10 生石灰 11 消石灰 12 高分子凝集剤 13 活性炭 14 消臭剤 15 消泡剤 16 試薬 17 工業用ガス 18 防疫剤(殺虫剤、農薬、除草剤) 99 その他 |
| 026 | 警察・消防・防災用品 | 01 拳銃ケース 02 警棒 03 帯革 04 手錠・捕縄 05 鑑識用機械器具 06 防御版 07 消防用ホース 08 消防ポンプ 09 避難器具 10 救助器具 11 防火服 12 保護具(各種ヘルメットを含む) 13 化学消火薬剤 14 消火器 15 防災用品 16 災害用備蓄食糧 99 その他 |
| 027 | 造園資材 | 01 種苗 02 樹木 03 芝 04 草花 05 用土肥料 06 造園石材 99 その他 |
| 028 | 百貨店・総合商社 | 01 百貨店(全品目) 02 総合商社(全品目) |

| 種目番号 | 営業種目 | 取扱品目番号及び区分 |
|------|--------|--|
| 090 | その他の物品 | 01 ガラス 02 ダンボール箱 03 フィルム(防災・省エネ用) 04 罠 05 生ゴミ処理装置 06 バッジ・カップ 07 木材 08 動物 09 飼料 99 その他 |
| 099 | 不用品買受 | 01 鉄・非鉄屑 02 機械 03 自転車及び自動車 04 遺失物(貴金属) 05 遺失物(雑品) 06 紙・繊維屑 07 廃油 08 船舶 09 立木 99 その他 |

2. 委託・その他

| 種目番号 | 営業種目 | 取扱品目番号及び区分 |
|------|-------------|---|
| 101 | 印刷 | 01 オフセット(一般) 02 オフセット(新聞・タブロイド) 03 フォーム(OCR・OMR伝票) 04 フォーム(その他) 05 グラビア 06 シール・ラベル 07 スクリーン 08 ナンバリング 09 カーボン 10 DTP・デザイン 11 印刷物の企画・編集 99 その他 |
| 102 | 複写業務 | 01 青写真 02 コピー 03 マイクロ写真 04 DPE 05 光ディスク 99 その他 |
| 103 | 建物清掃 | 01 一般清掃 02 病院清掃 03 室内環境測定 99 その他 |
| 104 | 電気・暖冷房等設備保守 | 01 電気 02 暖冷房・空調設備 03 火災報知器 04 共同溝保守 05 道路トンネル付帯設備保守 06 エレベーター 07 エスカレーター 08 消火設備 09 街灯 10 屋外照明灯 11 信号機 99 その他 |
| 105 | 警備・受付等 | 01 施設警備 02 機械警備 03 その他警備 04 受付 05 電話交換 06 エレベーター運転 07 プール管理 99 その他 |
| 106 | 通信施設保守 | 01 電話交換機 02 無線機 03 テレビ共聴設備 99 その他 |
| 107 | 環境関係測定機器保守 | 01 自動車排ガス測定機器等大気関係機器 02 水質汚濁監視装置等水質関係機器 99 その他 |
| 108 | ボイラー清掃 | 01 ボイラー 02 煙突 99 その他 |
| 109 | 浄化槽・貯留槽清掃 | 01 浄化槽清掃 02 浄化槽保守点検 03 汚水槽清掃 04 汚水処理施設保守点検 05 貯水槽清掃 06 貯水槽保守点検 99 その他 |
| 110 | 道路・公園管理 | 01 道路清掃 02 道路付属関係清掃 03 河川・公園清掃 04 公衆トイレ清掃 05 除草・草刈 06 樹木・花壇保護 99 その他 |
| 111 | 害虫駆除 | 01 建物 02 樹木 03 ねずみの駆除 04 白蟻防除 05 鳥害防除 06 ガス燻蒸 99 その他 |

| 種目番号 | 営業種目 | 取扱品目番号及び区分 |
|------|---------------|--|
| 112 | 廃棄物処理 | 01 一般廃棄物処理(収集・運搬) 02 一般廃棄物処理(中間処理) 03 一般廃棄物処理(処分) 04 産業廃棄物処理(収集・運搬) 05 産業廃棄物処理(中間処理) 06 産業廃棄物処理(処分) 07 特別管理産業廃棄物処理(収集・運搬) 08 特別管理産業廃棄物処理(中間処理) 09 特別管理産業廃棄物処理(処分) 99 その他 |
| 113 | 管渠清掃 | 01 下水道管渠内清掃(清掃から収集・運搬) 02 下水道管渠内清掃(処分) |
| 114 | 運搬請負 | 01 事務所移転 02 美術品 03 土砂等 04 一般貨物輸送 05 海上輸送 06 保管 07 一般旅客自動車運送事業 08 特定旅客自動車運送事業 99 その他 |
| 115 | 広告代理 | 01 車内広告・駅ぱり 02 新聞折込 03 新聞・雑誌広告 04 テレビ 05 ラジオ 06 車体利用公告 99 その他 |
| 116 | ビデオ・スライド製作 | 01 ビデオ 02 スライド 03 写真撮影 99 その他 |
| 117 | 航空写真・図面製作 | 01 航空写真から図面製作まで 02 航空写真 03 図面製作 04 写図 05 地図製作 06 住居表示案内図 99 その他 |
| 118 | 医事業務 | 01 医事業務 02 滅菌(院内) 03 滅菌(持ち出し) 04 病院事務(電話予約、病歴管理、収納等) 05 病院事務(病棟等作業、物流管理等) 99 その他 |
| 119 | 病院給食・学校給食 | 01 病院給食 02 学校給食 03 食器洗浄 |
| 120 | 催事関係業務 | 01 催事の企画から会場設営まで 02 会場設営・展示業務 03 舞台操作等 99 その他 |
| 121 | 情報処理業務 | 01 データ入力 02 システム開発 99 その他 |
| 122 | 検査業務 | 01 大気検査 02 水質検査 03 土壌分析 04 韻音レベル 05 理化学検査 06 臨床検査 07 集団検診 08 作業環境測定 09 放射能測定 10 ダイオキシン類測定 99 その他 |
| 123 | 都市計画・交通関係調査業務 | 01 地域・地区計画 02 再開発・区画整理計画 03 公園・レクリエーション施設計画 04 上・下水道計画 05 道路・交通計画 06 港湾計画 07 橋梁計画 08 空港・ヘリポート計画 09 交通量調査 99 その他 |
| 124 | 土木・水系関係調査業務 | 01 地質・地盤調査 02 路面性状調査 03 トンネル等変状観測 04 土木構造・耐震耐力度調査 05 危険校舎耐力度調査 06 地形・砂防調査 07 河川・水理計画 08 水理模型による解析 09 水文調査 10 流量・水位観測 11 海洋調査 12 埋め立て免許関係 99 その他 |
| 125 | 市場・補償鑑定関係調査業務 | 01 市場・経済調査 02 世論調査 03 社会・経営調査 04 廃棄物調査 05 土地鑑定調査 06 物件鑑定調査 07 営業補償鑑定調査 99 その他 |

| 種目番号 | 営業種目 | 取扱品目番号及び区分 |
|------|-----------------|--|
| 126 | 環境アセスメント関係調査業務 | 01 大気汚染 02 悪臭 03 水質汚染 04 土壤汚染 05 騒音・振動 06 地盤沈下 07 地形・地盤 08 日照阻害 09 低周波空気振動 10 電波障害 11 風害 12 動植物・植生 13 史蹟・文化財 14 景観 99 その他 |
| 127 | 下水道管路内TVカメラ調査業務 | 01 下水道管路内TVカメラ調査 |
| 128 | クリーニング | 01 寝具 02 白衣・手術衣 03 作業衣 04 おむつ 05 ふとん丸洗い 06 防炎加工 07 寝具乾燥 99 その他 |
| 129 | 汚泥脱水機ろ布 | 01 張替 02 洗浄 03 補修 99 その他 |
| 130 | 浄水場・処理場機械運転管理 | 01 浄水場排水処理・給水所等機械運転管理 02 処理場機械運転管理 03 浄水場・給水所等電気機械設備保守点検 04 処理場・ポンプ所電気機械設備保守点検 05 下水道施設開発調査 |
| 131 | 賃貸業務 | 01 医療機械 02 電子計算機リース 03 電子計算機レンタル 04 複写機 05 ファクシミリ 06 自動車 07 寝具・おむつ 08 仮設ハウス・トイレ 09 樹木 99 その他 |
| 190 | その他の業務委託等 | 01 旅行 02 発送代行 03 翻訳・通訳 04 速記 05 自動車運転代行 06 動物飼育 07 運動場整備 08 デザイン(印刷物を除く) 09 真空包装 10 海上業務・土砂処分監理業務 11 検針業務 12 放射線計測等業務(人体) 13 図書等整理業務 14 ゴミ処理施設運転等業務 15 高圧ガス容器保守委託 21 労働者派遣 99 その他 |
| 201 | ライフライン | 01 電力供給 ※登録ガス小売事業者としてのガス小売りについては、番号「011」 営業種目「燃料・ガス・油脂」の取扱品目番号及び区分「99 その他」とした上で、取扱品目名を記入する欄には必ず「ガス供給」と記入してください。 |

別表4 資格証明等（登録証明書・許可証等）を必要とする営業種目

| 種目番号 | 営業種目 | 添付書類（写し） |
|------|---------------|---|
| 010 | 自動車・自転車 | 車検整備・分解整備を行う者のみ（必須） ① 自動車整備事業指定書 ② 自動車分解整備事業認定証 |
| 011 | 燃料・ガス・油脂 | LPGガスを取り扱う者のみ（必須） ① 液化石油ガス販売事業者登録証 |
| 019 | 医療用機械器具 | 所持している者のみ ① 医療機器製造業許可証 ② 医療機器販売業届 ③ 医療機器販売業許可証 ④ 医療機器賃貸業届 ⑤ 医療機器賃貸業許可証 |
| 020 | 医薬品・衛生材料・介護用品 | 所持している者のみ ① 医薬品販売業許可証（一般） ② 医薬品販売業許可証（薬種商） ③ 毒物劇物特定品目販売業登録票 ④ 麻薬卸売業者免許証 ⑤ 医療機器販売業届 ⑥ 医療機器販売業許可証 ⑦ 医療機器賃貸業届 ⑧ 医療機器賃貸業許可証 |
| 025 | 工業薬品・防疫剤 | 所持している者のみ ① 医薬品販売業許可証（一般） ② 毒物劇物一般販売業登録票 |
| 026 | 警察・消防・防災用品 | 所持している者のみ ① 消防設備業届出書・届出証明書 |
| 099 | 不用品買受 | 所持している者のみ ① 古物商営業許可証 |

| 種目番号 | 営業種目 | 添付書類(写し) |
|------|-------------|--|
| 104 | 電気・暖冷房等設備保守 | 所持している者のみ ① 消防設備業届出書・届出証明書 |
| 105 | 警備・受付等 | 施設警備・機械警備・その他警備を行う者のみ ① 認定証 ② 機械警備業務開始届出受理証 ③ 営業所設置等届出受理証 |
| 109 | 浄化槽・貯水槽清掃 | 所持している者のみ ① 浄化槽清掃業許可証 ② 浄化槽保守点検業登録通知書 |
| 110 | 道路・公園管理 | 樹木・花壇保護を行う者のみ ① 建設業許可証明書(造園) 保有している者のみ ② ロードスイーパー、散水車、高圧洗浄機の台数 |
| 112 | 廃棄物処理 | 一般廃棄物の収集・運搬、中間処理、処分をそれぞれ行う者(必須) ① 一般廃棄物収集運搬業許可証 ② 一般廃棄物処分業許可証(中間処理) ③ 一般廃棄物処分業許可証(処分) 産業廃棄物の収集・運搬、中間処理、処分をそれぞれ行う者(必須) ① 産業廃棄物収集運搬業許可証 ② 産業廃棄物処分業許可証(中間処理) ③ 産業廃棄物処分業許可証(処分) 特別管理産業廃棄物の収集・運搬、中間処理、処分をそれぞれ行う者(必須) ① 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証 ② 特別管理産業廃棄物処分業許可証(中間処理) ③ 特別管理産業廃棄物処分業許可証(処分) |

| 種目番号 | 営業種目 | 添付書類(写し) |
|------|----------------|--|
| 113 | 管渠清掃 | 管渠清掃を行う者（必須） ① 一般廃棄物収集運搬業許可証 ② 産業廃棄物収集運搬業許可証 ③ 一般廃棄物処分業許可証（処分） ④ 産業廃棄物処分業許可証（処分） |
| 114 | 運搬請負 | 運搬請負を行う者（必須） ① 一般旅客自動車運送事業免許 ② 特定旅客自動車運送事業免許 ③ 貨物自動車運送事業許可 ④ 利用運送事業許可 ⑤ 海上運送事業許可 ⑥ 倉庫業許可 |
| 122 | 検査業務 | 所持している者のみ ① 衛生検査所登録証明書 ② 病院（診療所等）開設許可証 ③ 計量証明事業登録証 |
| 123 | 都市計画・交通関係調査業務 | 建設コンサルタント登録がある者のみ、登録番号・登録日・登録部門を記入 |
| 124 | 土木・水系関係調査業務 | |
| 125 | 市場・補償鑑定関係調査業務 | |
| 126 | 環境アセスメント関係調査業務 | |
| 128 | クリーニング | 所持している者のみ ① クリーニング所開設確認済証 |
| 190 | その他の業務委託等 | 労働者派遣を行う者（必須） ① 労働者派遣事業許可証 |

申込書類チェック表

| | | | |
|--------------------------|--|-------------------------------------|---|
| 昭島市指定用紙 | <input type="checkbox"/> 小規模事業者登録資格審査申込書兼受付票 | | |
| | <input type="checkbox"/> 業種・営業種目・取扱品目情報 | | |
| | <input type="checkbox"/> その他情報 | | |
| | <input type="checkbox"/> 営業内容等PR | | |
| 提出する書類 申込者が用意する書類 | <input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書 | 〔写し可〕 | |
| | <input type="checkbox"/> 印鑑証明書 | 〔正本〕 | |
| | <input type="checkbox"/> 財務諸表 | 直近の決算におけるもの。〔写し可〕 | |
| | <input type="checkbox"/> 身分証明書 | 個人で商号を用いないで営業している場合にのみ必要。(市発行) | |
| | <input type="checkbox"/> 納税証明書 | <input type="checkbox"/> 法人税 | 法人のみ その1・納税額等証明用（税務署で発行されたもの又は電子納税証明書（PDF形式）を印刷したもの） |
| | | <input type="checkbox"/> 法人市民税 | 法人のみ（市発行） |
| | | <input type="checkbox"/> 所得税 | 個人のみ その1・納税額等証明用（税務署で発行されたもの又は電子納税証明書（PDF形式）を印刷したもの） |
| | | <input type="checkbox"/> 個人市民税 | 個人のみ（市発行） |
| | | <input type="checkbox"/> 消費税及び地方消費税 | 法人及び個人 その1・納税額等証明用（税務署で発行されたもの又は電子納税証明書（PDF形式）を印刷したもの） |
| | <input type="checkbox"/> 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 | 〔写し可〕 「建設工事業者」として登録する場合のみ必要。 | |